

警察署代表電話の自動音声ガイダンスの運用開始（西条西警察署）

警察業務の合理化と県民の皆様の利便性の向上を図るため、警察署代表電話の自動音声ガイダンスの運用が開始されます。

皆様のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。



◆ 運用開始日

令和7年10月28日（火）14時～

◆ 警察署代表電話

0898-64-0110

◆ FAX（自動音声ガイダンスの導入にあたりFAX番号が変更となります）

（新）0898-64-4906

◆ 自動音声ガイダンスの概要（平日の午前8時30分から午後5時15分）

音声ガイダンスに従って、該当の番号を選択してください。

音声案内の途中であっても、番号を選択することができます。

（執務時間外は当直席につながります）

【自動音声ガイダンス】

西条西警察署です。緊急の場合は、110番へおかけ直してください。

FAXの方は「0898-64-4906」におかけ直してください。

ご用件によりガイダンスに従って、電話機の番号を押してください。

ガイダンスの途中でも番号入力いただけます。

| 【1階層】                                   | 【2階層】                             |
|-----------------------------------------|-----------------------------------|
| 「交通」に関する<br>お問い合わせは「1」を                 | 「交通事故」の届け出は「1」を                   |
|                                         | 「運転免許」「車庫証明」「道路使用」に関することは「2」を     |
|                                         | 「交通の取締り」に関することは「3」を               |
|                                         | 「その他のお問い合わせ」は「4」を                 |
|                                         | 該当がない場合は「9」を押してください<br>受付へおつなぎします |
| 「落とし物」「拾得物」に関する<br>お問い合わせは「2」を          | 「落とし物をして届け出される方」は「1」を             |
|                                         | 「その他お問い合わせ」は「2」を                  |
|                                         | 該当がない場合は「9」を押してください<br>受付へおつなぎします |
| 「盗難被害の届け出」は「3」を                         |                                   |
| 「猟銃」「風俗」「古物商等」の許認可に関することは「4」を           |                                   |
| 「その他お問い合わせの場合」は「5」を押していただくか、そのままお待ちください |                                   |